

## 第三期中期目標期間の終了（第四期中期目標期間の開始）に向けた今後の手続について

公立大学法人三重県立看護大学においては、第三期中期目標期間が令和 8 年度末（令和 9 年 3 月 31 日）をもって満了することから、令和 8 年度中に以下 2 つの項目について対応することが必要となっております。

### （1）第三期中期目標期間終了時における検討

#### 1) 概要

地方独立行政法人法第 79 条の 2 の第 1 項に基づき、三重県知事は、第三期中期目標期間の終了時に見込まれる実績に関する評価が行われた後、第三期中期目標期間の終了時まで、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方及びその組織と業務の全般について検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる必要があります。また、同条第 2 項に基づき、当該検討を行う際には、評価委員会の意見を聴く必要があり、第 3 項において、その内容を公表することとされています。

#### 2) 検討方法 ※資料 2 - 2 参照

次の 2 つの評価結果等を踏まえ、県事務局において検討を行い、その結果を「第三期中期目標期間終了時における検討について（仮称）」を作成し、令和 8 年 5 月開催予定の評価委員会に諮り意見をお聞かせいただいたうえで、報告書として公表したいと考えております。

① 三重県公立大学法人評価委員会による年度評価、見込評価

② 認証評価機関による認証評価

### （2）第四期中期目標・計画の策定

#### 1) 概要

地方独立行政法人法第 25 条及び第 26 条に基づき、第四期中期目標を策定、法人へ指示し、第四期中期計画の認可を行う必要があります。

また、策定、認可の際には、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととなっているため、各策定プロセスで報告を行い、意見等を聴きながら作業を進めていくことを想定しており、基本的には、第三期中期目標・計画の策定の際のスケジュールに沿った形で作業を進めていきたいと考えています。

#### 2) 今後の予定について

第三期中期目標策定時と同様に本年度 12 月頃を目途に、第四期中期目標策定

方針(案)及びスケジュール(案)をお示しさせていただきたいと考えています。

これらの案を作成するにあたっては、法人と意見調整を行いながら実施し、具体的な内容については、今後検討を進めていきたいと考えています。

**今後の暫定スケジュール** ※資料2-3参照

日程	評価委員会関係	議会関係等
令和7年8月	【令和7年度 第4回評価委員会】 ・今後の手続に関する説明	
令和7年12月	・第四期中期目標策定方針・スケジュール決定	
令和8年1月 ～4月	・事務局及び法人で意見調整をしながら、目標及び計画の素案等検討	
令和8年5月	【令和8年度 第1回評価委員会】 ・第三期中期目標(案)審議 ・第三期終了時の検討報告書(案)の説明、意見聴き取り	
令和8年6月	【令和8年度 第2回評価委員会】 ・第四期中期目標(案)審議 ・令和7年度実績報告書に対するヒアリング	・常任委員会にて、第四期中期目標(中間案)を報告
令和8年7月	【令和8年度 第3回評価委員会】 ・第四期中期目標(案)審議 ・令和7年度実績評価結果について委員間討議	・第四期中期目標に関するパブリックコメント実施
令和8年8月	【令和8年度 第4回評価委員会】 ・第四期中期目標(案)審議 ・令和7年度実績評価結果審議・決定	
令和8年9月	・令和7年度実績評価結果報告書の知事への手交	・令和7年度評価結果議会報告
令和8年10月	【令和8年度 第5回委員会】 ・第四期中期目標に対する意見決定	・常任委員会にて、パブリックコメント結果及び第四期中期目標(最終案)を報告

令和8年11月	<b>【令和8年度 第6回委員会】</b> ・第四期中期計画（案）審議・意見決定	・第四期中期目標議会上程（12月下旬議決）
令和8年12月		・常任委員会にて、第四期中期目標の議案補充説明
令和9年2月	・第四期中期計画認可申請（法人）	
令和9年3月	・第四期中期計画認可（知事）	

**参考** ※地方独立行政法人法

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
  - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
  - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
  - 四 財務内容の改善に関する事項
  - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
  - 四 短期借入金の限度額
  - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
  - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 公立大学法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、同項第1号及び第2号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。
- 6 公立大学法人に関する第26条第3項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。
- 7 第27条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。